

静岡市

移住・就業補助金

のごあんない

静岡市商業労政課
令和6年4月1日

目次

1 対象者

P.1

2 就業・起業等要件

P.3

3 補助金の額

P.5

4 交付の条件

P.5

5 申請書類

P.6

6 補助金の返還

P.7

7 申請の期限

P.7

8 申請・問い合わせについて

P.8

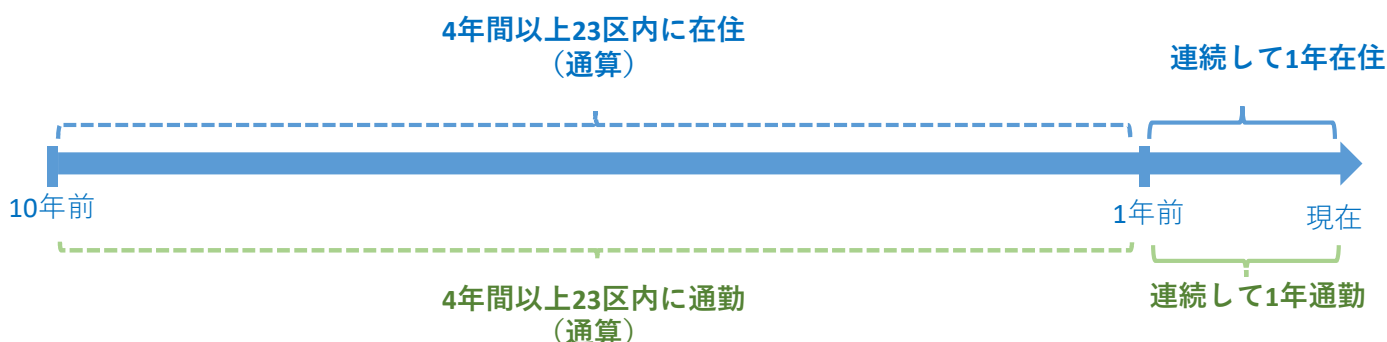
1 対象者

次の（１）から（３）のすべてを満たす方が対象者となります。

（１）居住前要件（23区内居住又は通勤）

①東京23区居住

転入をした日の前10年間のうち**通算5年以上**かつ**転入をした日の前日**まで連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと。



②東京23区へ通勤・通学

<期間> 転入をした日の**前10年間のうち通算5年以上**、かつ、転入をした日の前日まで**連続して1年以上**

<場所> **埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域**に居住し、

東京23区内の法人等※1※2への通勤をしていたこと

★東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者→

通学期間も本事業の移住元としての対象期間として加算可能

条件不利地域

<東京都>

檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村
小笠原村

<埼玉県>

秩父市・飯能市・本庄市・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村・神川町

<千葉県>

館山市・旭市・勝浦市・鴨川市・富津市・いすみ市・南房総市・匝瑳市・香取市・山武市・
東庄町・九十九里町・長南町・大多喜町・御宿町・鋸南町

<神奈川県>

山北町・真鶴町・清川村

※1 「法人等への通勤」とは、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※2 5年以上通勤していた東京23区の法人等や、法人経営者、個人事業主を辞めてから、静岡市に転入するまでの間に、東京23区外の法人に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は対象外となります。

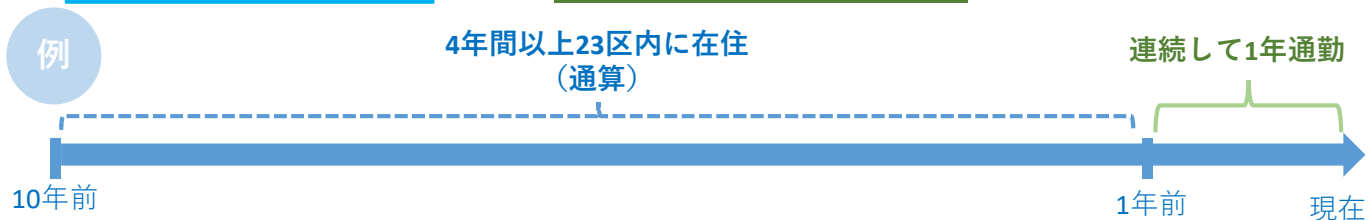
1 対象者

①東京23区居住

+

②東京23区へ通勤

を併用して申請

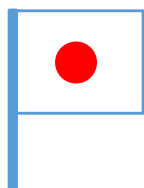


(2) その他の要件

次のア～ウの全てに該当する必要があります。



ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。



イ 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。



ウ 転入前に住所を有していた市区町村において、直近1年の市町村民税を滞納していないこと。

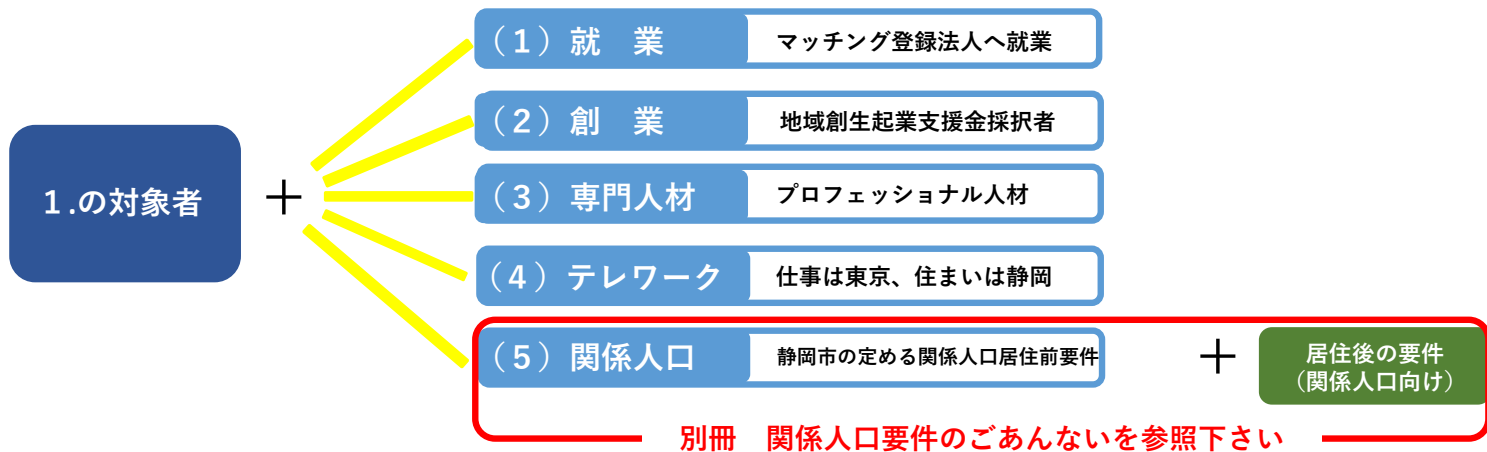
(3) 移住に関する要件

次のア～イの全てに該当する必要があります。

ア 補助金の申請時において、**転入後1年以内**であること。

イ 静岡市に、補助金の申請日から**5年以上、継続して居住する意思**を有していること。

2 対象となる移住、就業、起業




(1) 就業に関する要件

次のア～キの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が**東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域**に所在すること。
- イ 就業先が都道府県が補助金の対象として**マッチングサイト※3**に掲載している求人であること。
- ウ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※4を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に在職していること。
- オ マッチングサイトに上記イの求人が**補助金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※5**こと。
- カ 就業した当該中小企業等に、補助金の申請日から**5年以上継続して勤務する意思**を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、**新規の雇用**であること。

※3 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「静岡県移住・就業支援金求人サイト」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

 静岡県移住・就業支援金求人サイト (<https://shizuoka-job.jp>)

※4 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）→取締役、会計参与、監査役
- 社会福祉法人 → 理事、監事、評議員、会計監査人
- 医療法人、NPO法人 → 理事、監事

※5 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

2 対象となる移住、就業、起業

(2) 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業補助金（以下「**地域創生起業支援金**」）の交付決定を1年以内に受けていること

【問い合わせ先】

地域創生起業支援金事務局：（公財）静岡県産業振興財団 TEL:054-254-4511

(3) 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施する**プロフェッショナル人材事業**又は**先導的人材マッチング事業**を利用して就業した者で、以下に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が**東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域**に所在すること。
- イ **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において在職していること。
- ウ 当該就業先において、支援金の**申請日から5年以上継続して勤務する意思**を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

【問い合わせ先】

静岡商工会議所2階 TEL:054-653-1015

(4) テレワークに関する要件

以下に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、**自己の意思により移住した場合**であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

別紙「関係人口要件のごあんない」を参照下さい。

3 補助金の額

(1) 補助金額

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※6での移住の場合	100万円に、同一世帯の18歳未満※7の世帯員の数1人につき100万円

※6 以下の項目にすべて当てはまる必要があります



申請者を含む2人以上の世帯員が

- 転入する前の在住地において同一世帯に属していたこと。
- いずれも申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- 申請時において同一世帯に属していること。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※7 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満かどうかで判断します。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とします。また、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は加算の対象となりません。

4 交付の条件

(1) 交付を決定する際の条件

- ① 申請した日から5年以上継続して静岡市に居住し、かつ、就業・起業する意思を有していること。

ただし、申請した日から5年以内に、静岡市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- ② 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び静岡市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

5 申請書類

(1) 必要な書類一覧

区分	書類	備考
★ 全 申 請 者 必 要	移住・就業等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	
	誓約書兼同意書（様式第2号）	
	請求書	市HPに掲載しています。 ※請求書は補助金交付決定後にご提出ください。
	写真付き身分証明書のコピー	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピー
	住民票	※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
	転入前に住所を有していた市区町村における直近1か年の滞納がないことを証する市町村民税の完納証明書	転入前のお住まいだった市区町村から取り寄せて下さい。
東京要件 ※①又は②が必要	①23区内に在住	転入前の住民票の除票（又は、戸籍の附票） 東京要件にかかる通算5年分 ※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
	②23区内に通勤（両方必要）	転入前の住民票の除票（又は、戸籍の附票） 東京要件にかかる通算5年分 ※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
		転入前の勤務場所、勤務期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 東京要件にかかる通算5年在職していることがわかる物 就業証明書、退職証明書 離職票等 ※退職した法人等で発行してもらってください。
移住後要件 いずれか必要	㊦就業	就職証明書(様式第4号) ※就職した法人等で発行してもらってください。
	①起業	地域創生起業支援金の交付決定通知書のコピー
	㊵専門人材	就職証明書(様式第4号) ※就職した法人等で発行してもらってください。
	㊴テレワーク	テレワーク証明書（様式第3号） ※就労している法人等で発行してもらってください。 ※なお、申請者が法人経営者や個人事業主の場合は、テレワーク証明書の他にも提出書類があります。提出書類についてはお問い合わせください。
	㊸関係人口	別冊関係人口要件についてを参照

例) 東京23区に在住していた方がテレワーク要件で静岡に移住

必要な書類：★印の書類6種 + ①の書類 + ㊴の書類

6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます。

(雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない)

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から3年未満で市外に転出した場合
- ウ 補助金の申請日から1年以内に就職し、又は起業した職を辞した場合
- エ 地域創生起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

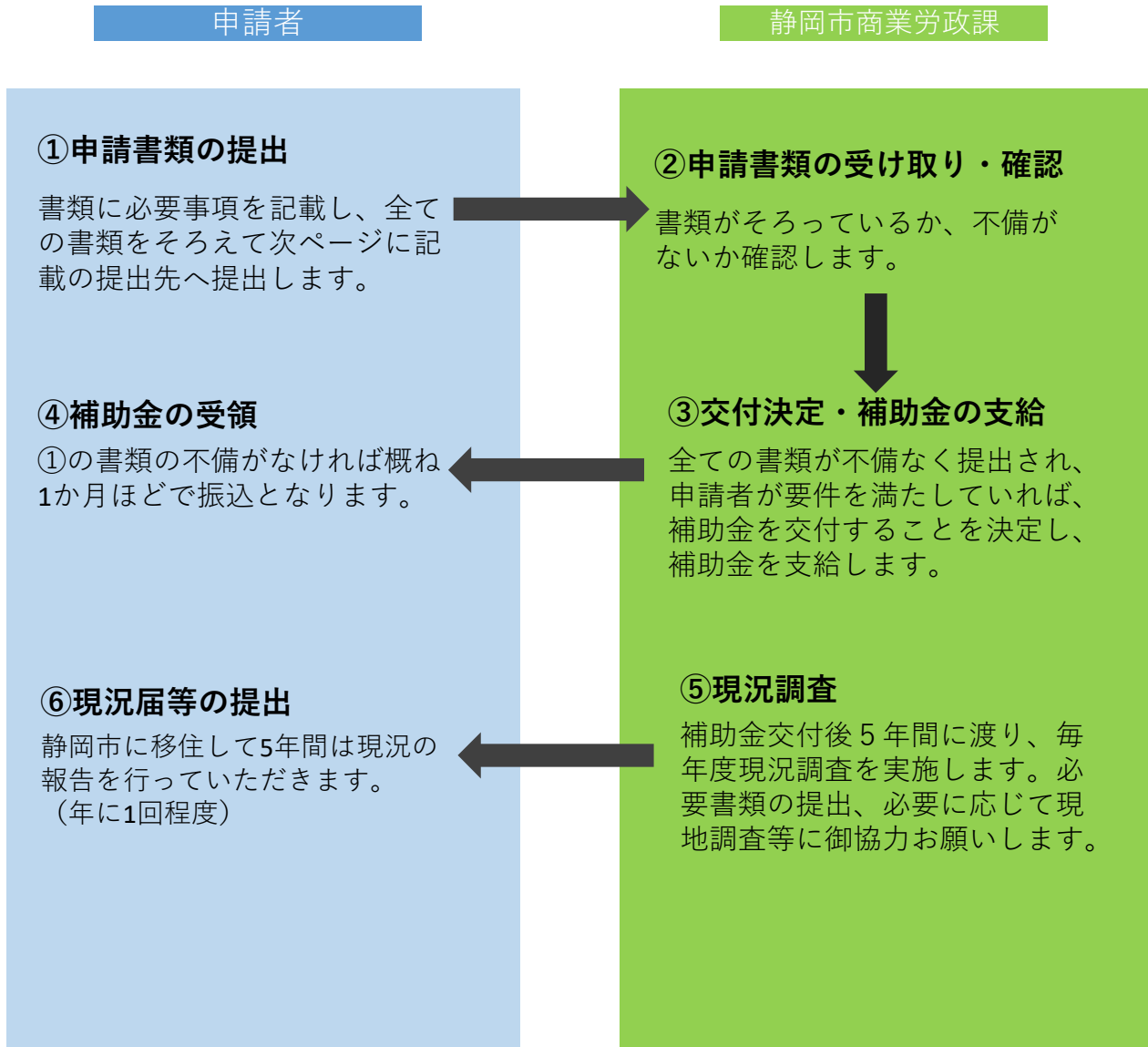
補助金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合

7 申請の期限

令和6年12月27日までに申請ください。

8 申請の流れ

(1) 主な申請の流れ



(2) 申請について

- ① 持ち物
 - ・各申請書類 P.6 「5 申請書類」を参照ください。
- ② 申請方法
 - ・申請は持参、郵送、メールで受け付けいたします。

8 問い合わせ先 提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先

問い合わせ内容		担当課	連絡先
制度全体		商業労政課	054-354-2430
関係人口要件	静岡市青年等就農計画認定	農業政策課	054-354-2085
	空き家バンク	中山間地振興課	054-294-8805
	NPO	市民自治推進課	054-221-1372
	シチズンカレッジ	生涯学習推進課	054-221-1207
	移住体験ツアー	企画課	054-221-1240
	市内大学卒業	商業労政課	054-354-2430
	ふるさと納税	財政課	054-221-1026
	ふるさと納税(NPO)	市民自治推進課	054-221-1372
	副業	商業労政課	054-354-2430

(2) 申請書の提出先

静岡市 経済局 商工部 商業労政課

〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号

清水庁舎 5階

電話番号：054-354-2430

F A X：054-354-2132

E-Mail：shogyo@city.shizuoka.lg.jp